

議 会 第 1 9 号

原発再稼働に関する意見書

上記意見書を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年12月22日

提出者 新発田市議会議員
小坂博司
入倉直作
渡部良一

賛成者 新発田市議会議員
川崎孝一
加藤和雄

新発田市議会議長 小川 徹 様

原発再稼働に関する意見書

東京電力福島第一原発事故発生から４年半が経過するなかで、いまだに福島県民約 10 万人が避難生活を余儀なくされている。福島第一原発事故の原因は十分には究明されず、汚染水問題などが日毎に深刻さを増し、事故の収束もおぼつかない状況にある。

このようななかで、九州電力は 8 月に川内原発第 1 号機を、10 月に 2 号機を再稼働させた。また、四国電力伊方原発 3 号機、関西電力高浜原発 3・4 号機の再稼働の準備を進め、原発依存の既成事実化を図ろうとしている。

新規規制基準は、放射性物質が飛散する過酷事故を想定し「避難計画の策定」を道府県と U P Z（緊急時防護措置準備区域：概ね 30km）圏内の自治体に義務付けた。しかし、国も原子力規制委員会も計画づくりには関与しておらず、計画の杜撰さも指摘され、実行可能な避難計画となっていない。

この 2 年間近くにわたって原発は稼働しておらず、原発なしで電力供給に問題がないことは明白である。まずは、福島第一原発事故原因の究明と事故の収束を優先させ、原発の再稼働は急ぐ必要がない。

実効性が担保された避難計画もなく、火山噴火のリスクも高まっている中で、の原発再稼働については下記のとおり進めること。

記

1. 福島第一原発の検証なしに、原子力発電所の再稼働を認めないこと。
2. 福島第一原発事故の収束と、被害の完全救済に全力をあげること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 22 日

新潟県新発田市議会

（提出先）

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様

内閣官房長官 菅 義 偉 様
経済産業大臣 林 幹 雄 様
環 境 大 臣 丸 川 珠 代 様